

## 第1章 報酬・費用弁償

### ○男鹿地区消防一部事務組合の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

昭和 48 年 6 月 1 日  
条例第 10 号

改正 平成 5 年 12 月 28 日条例第 2 号  
平成 17 年 3 月 22 日条例第 4 号  
平成 19 年 3 月 26 日条例第 2 号  
令和 5 年 7 月 7 日条例第 5 号

(目的)

**第1条** この条例は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償の支給について定めることを目的とする。

(報酬)

**第2条** 報酬額は、別表のとおりとする。

**第3条** 報酬の支給日は、3月末日とする。

**第4条** 報酬は、就任の場合は就任の月から、任期満了、辞職、失職又は死亡の場合にはその月まで月割をもって支給する。ただし、その月内に再任した場合には、その月の報酬は重複支給しない。

(費用弁償)

**第5条** 特別職の職員が招集に応じ、若しくは公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費については、男鹿地区消防一部事務組合職員の旅費に関する条例(昭和 48 年条例第 6 号)で準用する男鹿市職員等の旅費に関する条例(平成 17 年男鹿市条例第 46 号。以下「旅費条例」という。)を適用する。ただし、旅費の額は、議長、副議長及び議員にあつては、旅費条例別表「管理者及び副管理者」の相当額、監査委員及び個人情報保護審査会委員にあつては、旅費条例別表「副市長」の相当額とする。
- 3 前項によって支給する旅費の計算については、旅費条例第 18 条の規定は適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成5年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成17年条例第4号）

この条例は、平成17年3月22日から施行する。

**附 則**（平成19年条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

職 名		報 酬 額	
議 会 議 長		年 額	18,000 円
議 会 副 議 長		〃	15,000 円
議 会 議 員		〃	12,000 円
監 査 委 員	識見を有する者	〃	12,000 円
	議 会 議 員	〃	12,000 円
個人情報保護審査会委員		日 額	6,000 円